

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



# 福島県報

## 目次

### 条 例

○福島県政務調査費の交付に関する  
条例の一部を改正する条例

## 条 例

福島県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成十九年十二月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

### 福島県条例第九十六号

#### 福島県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

福島県政務調査費の交付に関する条例(平成十三年福島県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「十四日」を「三十日」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の収支報告書には、当該収支報告書に記載された政務調査費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し(以下「領収書等の写し」という。)を添付しなければならない。

第十二条の見出し中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条第一項中「収支報告書」の下に「及び領収書等の写し(以下「収支報告書等」という。)」を加え、同条第二項中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 議長は、前項の規定による請求があったときは、収支報告書等に記載されている情報のうち、福島県議会情報公開条例(平成十三年福島県条例第三十六号)第八条各号に規定する情報を除き、閲覧に供するものとする。

別記様式中

「**収支報告書**」を

「**収支報告書等**」に改める。

「**収支報告書**」を

「**収支報告書等**」に改める。

### 附 則

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

2 改正後の福島県政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に交付する政務調査費について適用し、施行日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

(議会事務局総務課)